

第7章 将来像の実現に向けて

7-1 実現化に向けて進めること

都市計画マスタープランは、各種の意向調査や地域ごとの懇談会等の市民参加により策定しました。今後、市民参加による具体的なまちづくりを進めていくため、都市計画マスタープランについて、市民と行政の共通の理解をよりいっそう深め、個々の事業やまちづくりについて市民の意見を反映させていくための仕組みをさらに充実させていくことを目指し、次のように取り組むこととします。

7-1-1 都市計画マスタープランに基づく都市計画の決定等

都市計画マスタープランは、都市計画の基本的な方針を定めたものです。

そのため、今後個別具体の事業や施策を検討し、必要に応じて都市計画の決定や諸事業の立案・見直しにあたっての判断は、この都市計画マスタープランに基づき行います。

なお、都市計画によるまちづくりは、多大な費用を要するため、既存ストックを有効に活用するとともに、整備効果及び長期的な行財政運営の視点から、計画的で効果的なまちづくりを推進します。

特に、長期未整備の都市計画道路などについて、代替となる既存路線や将来の需要減少などにより、必要性に変化が生じた場合は、既存ストック施設の有効活用、整備財源を考慮しながら、必要に応じて見直しを行います。

7-1-2 関連諸計画・事業制度の活用

まちづくりの実現にあたっては、市街地整備基本計画等の個別計画について、都市計画マスタープランに基づく見直し、充実を図るとともに、農業行政や環境行政等、都市計画以外の事業手法の活用も踏まえ、関連諸計画との十分な調整を図りつつ、市の財政の効率的な運用、各種国庫補助の積極的な導入に努めます。

また、計画の実現性をより高めるため、みどりの条例や環境保全条例に加え、まちづくりに関する新たな条例制定について検討します。

7-1-3 庁内体制の充実

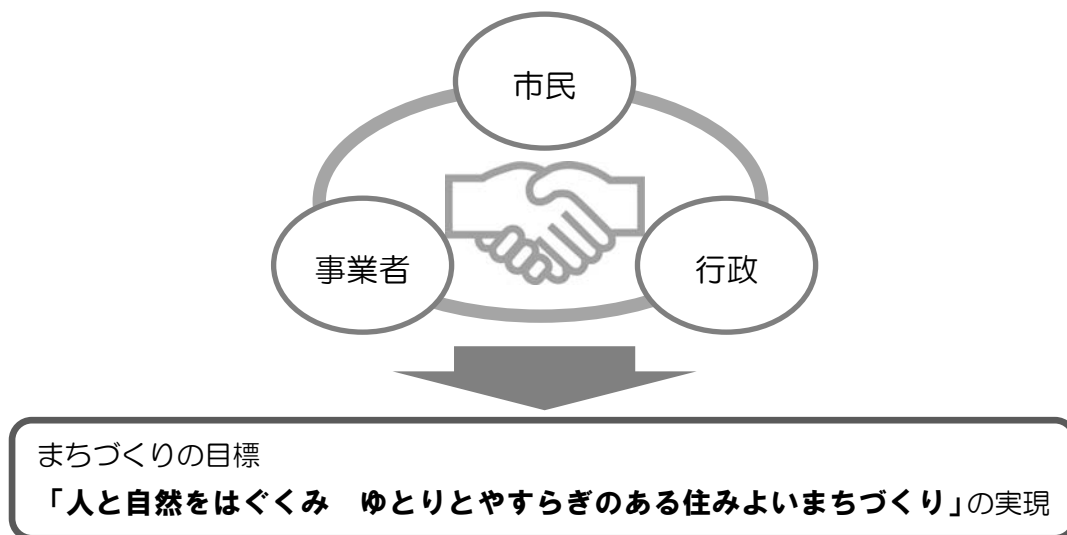
都市計画マスタープランに基づくまちづくりの実施にあたっては、都市計画だけでなく、環境、農政、防災、防犯、交通安全などの分野にて横断的かつ一体的な取り組みが求められることから、必要に応じて情報連絡や検討会議の設置など関係各課による連携を図り、より総合的・効果的な都市計画を推進します。

7-1-4 広域的な連携と調整

公共事業や土地利用の誘導・規制などの施策の推進にあたって、国や県、周辺市町及び関係機関との広域的な連携と調整を進めます。

7-2 協働によるまちづくり

都市計画によるまちづくりを推進するためには、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図ることが必要です。そのため、それぞれの役割を果たすことができる協働体制を推進していきます。



7-2-1 市民の役割

まちづくりの主体として、市民一人ひとりがまちづくりに対する興味や関心を高め、身近なまちづくりや話し合いの場に積極的に取り組んでいくことが必要です。

市民主体のまちづくり活動としては次のものがあげられます。

建築協定、地区計画制度等の地域独自の環境整備、保全のためのルールづくり
敷地内の緑化や街角へのフラワーポットの設置等、市民が自ら行うまちなみ景観の形成
ボランティア活動としての公園の清掃、環境美化等による、施設利用の増進と、利用する側のモラルの向上
まちづくりに関する要望やアイデアの提案、提言

7-2-2 事業者の役割

事業者は、地域社会を構成する一員として、身近なまちづくりに参加するとともに、事業活動を通して暮らしやすいまちづくりの実現に貢献していくことが必要です。また、開発等を行う場合は、市が目指すまちづくりの方向性を十分に理解し、周辺の環境や景観に配慮した施設計画など、積極的なまちづくり活動への取り組みが求められています。

7-2-3 市の役割

市民・事業者が主体的にまちづくりに参加できるような体制を整えるとともに、市民活動を積極的に支援する必要があることから、次のような方策により市民・事業者・行政が一体となったまちづくりの推進を図ります。

(1) まちづくり意識の啓発

都市計画マスタープランの周知

都市計画マスタープランは、アンケートや懇談会による市民意向を反映した計画であることから、策定後においてはパンフレットの配布等により、計画内容を広く全市民にアピールし、その周知を図ります。

また、都市計画決定等に関する説明会においては、それらが都市計画マスタープランに基づいて行われる旨を説明し、計画の実行性をアピールします。

継続的な情報提供

都市計画マスタープランは、20年という長期計画であることから、常に市民のまちづくりに対する関心を高めておくため、「まちづくりニュース」の発行や広報の活用、「まちづくり講座」などにより、継続的な情報提供を実施します。

個別事業における市民意向の導入

個別の都市施設整備においては、市民からのアイデア募集等を積極的に行うことにより、市民に望まれる施設整備を行うとともに、併せて市民のまちづくり参加意欲の高揚を図ります。

また、土地所有者等が一定の条件を満たした上で、都市計画の決定又は変更について提案出来る制度である「都市計画提案制度」の活用により、まちづくりに対する地域の取り組みなどを積極的に反映します。

(2) 市民活動の支援

行政と市民の対話の場の確保

行政側と市民側の意思の疎通を図りつつ、行政側における事業展開と市民活動の連携を図るため、「意見交換会」「ワークショップ」等の相互対話の機会を、常に確保できるよう努めます。

市民活動に対する支援

まちづくり活動は、関連法令や技術基準等、専門的な知識・技術を要する場面が多々発生することから、これらの活動に対するアドバイスを行うとともに、緑化運動やボランティア活動に対する支援等、市民活動の促進を図ります。

7-3 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画に係る部門別の計画・整備を実践していくために、次の内容により、都市計画マスタープランの進行管理システムづくりに取り組みます。

(1) 整備プログラムによる進行管理

計画内容の実効性を確保するために、計画の定期的な進行管理を実施します。具体的には、総合振興計画の成果指標や市民意識調査での満足度など、様々な指標を活用しながら計画の進捗状況を把握し、評価・管理を行います。

(2) 社会情勢等の変化に対応したマスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、概ね20年後を目標年次としており、長期的な観点から都市の将来像を実現するための指針となるものです。しかし、刻々と変化する社会情勢や都市の抱える課題などに適切に対応するため、上位計画である総合振興計画の策定時など、必要に応じて見直しを行います。なお、見直しにあたっては、市民の意見が反映できる仕組みの構築に努めます。

